



# まもなくスタート「消費税軽減税率制度」 ご準備は万全ですか？

昨年12月に当所が実施した軽減税率に関する調査では、「制度の複雑さや事務の煩雑さに戸惑う事業者が多く、準備に着手するにいたっていない。特に影響が大きいと予想される小売業については、レジの入替などハード面の対応を課題とする一方で、8割以上の事業者が未だ準備に取り掛かっていない」と、準備が進んでいない状況がうかがえます。

そこで本特集では、軽減税率対象商品（飲食料品等）を

取り扱う全ての事業所で対応を要する請求書等の記載事項や、軽減税率適用の具体的な判断事例、税額計算の特例など、実務の現場で役に立つポイントについて、税理士の川野秀明先生（当所登録専門家）に解説していただきます。

また、この機会を自社の経営を見直すチャンスととらえていただくために、ITを活用した商品構成や価格の見直しによる売上アップへの仕組みづくりについてもご紹介いたします。

## 1. 軽減税率制度導入に伴う 請求書等の記載事項の追加

2つの消費税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等（インボイス）保存方式」が実施されます。（右図参照）

2019年10月1日  
～2023年9月30日  
区分記載  
請求書

請求書の様式を  
変更しなければ  
いけない



2023年10月1日～  
適格請求書  
(インボイス)

消費税の課税事業者  
は登録番号を記載  
したインボイスが  
必要だ



### 「適格請求書等（インボイス）」導入後の免税事業者からの仕入について

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書等（インボイス）」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。

なお、「適格請求書等（インボイス）」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置の対応がなされる見込みです。税務署等に確認しましょう。

### 1. 現行の請求書 ～2019年9月30日

請求書		発行日：2018年4月25日
〇×食堂 様	〇〇ストアー	
今回ご請求額 15,228円	東京都△△区◆◆町1-2-3	TEL:03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
		合計 15,228

### 2. 区分記載請求書 2019年10月1日～2023年9月30日

請求書		発行日：2019年10月25日	
〇×食堂 様	〇〇ストアー		
今回ご請求額 15,340円	東京都△△区◆◆町1-2-3	TEL:03-1234-xxxx	
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,090
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
		10%税率対象合計	6,160
		8%税率対象合計	9,180
		合計	15,340

注：※は軽減税率（8%）適用商品

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに合計した対価の額

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

### 3. 適格請求書（インボイス） 2023年10月1日～

請求書		発行日：2023年10月25日	
〇×食堂 様	〇〇ストアー		
今回ご請求額 15,340円	東京都△△区◆◆町1-2-3	TEL:03-1234-xxxx	
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	本価(税込)
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,090
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
		合計	14,190
		消費税	1,240
		10%税率対象合計	5,600
		消費税	560
		8%税率対象合計	8,590
		消費税	680
		合計	15,340

注：※は軽減税率（8%）適用商品

- ③ 登録番号
- ④ 税率ごとの消費税額

### 3つの請求書等の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書等	記載項目
② 区分記載請求書等	① 現行の請求書等
	請求書発行者の氏名または名称 取引年月日 取引内容 対価の額 書類の交付を受ける者の氏名または名称
③ 適格請求書等	① 軽減税率の対象品目である旨
	② 税率ごとに合計した対価の額
	③ 登録番号
	④ 税率ごとの消費税額

## 2. 軽減税率適用の具体的な判断事例



税理士 当所登録専門家  
 川野秀明 (かわのひであき)  
 1967年 大分県大分市生まれ  
 1997年 税理士試験合格  
 1998年 川野秀明税理士事務所 開設  
 専門分野: 起業支援、相続対策、事業承継、医業会計

### ①ファストフード店における、店員と客のやり取り

店内でお召し上がりでしょうか？

はい、そうです。

消費税は10%になります。

代金支払い

お待ちしました。(ハンバーガーはトレイに載っている)

やっぱりテイクアウトにします。

テイクアウト用に包装をやり直す。

この場合に、店内飲食で10%と判断するのか、会計終了後の変更でもテイクアウトなのだから8%として再計算するのかという問題が発生する。

解説

客が商品に手をつけていないことを前提に、店内飲食ではなく、テイクアウトとして軽減税率8%が適用される。

### ②飲食店における、店員と客のやり取り

焼き魚定食と単品で唐揚げをください。

お待ちせしました、焼き魚定食と単品の唐揚げです。

唐揚げが食べきれないので、お持ち帰り用のパックをいただけますか？

かしこまりました。

この場合に、持ち帰りした唐揚げは、テイクアウトとして軽減税率8%が適用されるのかという問題が発生する。

解説

注文した時点で、焼き魚定食と一緒に単品の唐揚げも店内で飲食する意思があったとして、持ち帰りした唐揚げも、店内飲食として10%が適用される。

#### 【実際の現場における留意点】

上記2つの事例でも、実際の現場では客とのトラブルが発生する可能性があります。まずは、どの時点で申し出があった場合に「持ち帰り」として軽減税率8%の適用をするのかというお店全体の認識の共有をしておく必要があります。

具体的には、①注文時点で判断する、②料理を客に渡す時点で判断する、③料理を渡して戻った後に声をかけられた場合に判断するのうち、どの時点まで認めるのかといったこととなります。

事業者にとって最も簡単なのは、①の注文時点で判断するでしょうが、実際の現場では、当初は店内飲食であったとしても、料理を渡す直前にテイクアウトに変更した②の時点までは、軽減税率8%を適用してもよいと考えられます。

これ以外にも、いろんなケースが考えられますので、国税庁からの案内や他の事業者の対応も参考にしましょう。

## 3. 税額計算の特例

### ■軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなることから、売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は現行と変わりません(適格請求書等保存方式の導入後も同様です)。

税額計算のイメージ

税額は、税率ごとの計算が必要なんだね

$$\text{売上税額} = \left( \text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{10}{110} \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{8}{108} \right)$$

$$\text{仕入税額} = \left( \text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} \right)$$

売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で3種類、仕入で2種類の税額計算の特例があります。また、税額計算の特例以外にも軽減税率制度への対応のために、設備投資などの際に活用できる税制措置があります。

## ① 売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者は、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなして税額を計算することができます。

### 選択可能期間

- (A) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：  
2019年10月1日から4年間（2023年9月30日まで）  
(B) 上記以外の事業者：なし

対象者	①仕入を区分できる卸売・小売事業者 簡易課税制度 <sup>※</sup> を適用しない事業者に限る	②①以外の事業者	③①②の計算が困難な事業者 主に軽減税率対象品目を販売する事業者に限る
軽減税率売上割合の計算方法	〈小売等軽減仕入割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上のみ要する課税仕入（税込）	〈軽減売上割合〉 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込）	50
	卸売業・小売業に係る課税仕入（税込）	通常の連続する10営業日の課税売上（税込）	100
考え方	仕入額の軽減税率対象割合を売上に対してはめる	10日間の軽減税率対象商品の売上割合から年間実績を推計	売上の50%を軽減税率対象と推計

（※）簡易課税制度とは売上に係る消費税額に、業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて、簡易的に仕入税額を計算する制度。

## ② 仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者は、仕入の一定割合を軽減税率対象の仕入とみなして税額を計算することができます。

### 選択可能期間

- (A) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：  
2019年10月1日から1年間（2020年9月30日まで）  
(B) 上記以外の事業者：なし

対象者	①売上を区分できる卸売・小売事業者 簡易課税制度を適用しない事業者に限る	②①の計算が困難な事業者
軽減税率仕入割合の計算方法	〈小売等軽減売上割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上（税込）	〈簡易課税制度の届出の特例〉 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。 <small>（原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です）</small> <small>（参考）特例を適用する場合の消費税簡易課税制度選択届出書は、2019年7月1日から提出可能です。</small>
考え方	売上額の軽減税率対象割合を仕入に対してはめる	課税期間中の届出で簡易課税制度を選択可能

簡易課税制度を適用するには届出が必要なんだ



## 4. 転嫁対策による事業全体での売上・利益の確保

### ① 価格転嫁できないと、売上・利益が減少します

例えば、消費税率8%の時の税込売価が20,000円であ

り、税率が10%に引上げられても消費税分の転嫁ができずに税込売価を20,000円で据置いた場合を考えてみましょう。

消費税率引上げ分を価格転嫁できない場合、下図のように、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額が減少するので、自社の売上や利益の減少を招くことになります。

### 消費税率8%の場合

売上額(税込)	20,000円
売上額(税抜)	18,519円
消費税額	1,481円



### 消費税率10%になっても販売価格を据置いた場合

売上額(税込)	価格据置 20,000円	税抜の売上額が337円も減少!
売上額(税抜)	18,182円	
消費税額	1,818円	

## ② 事業全体で売上・利益を確保

消費税率引上げについて、全ての商品で一律に転嫁できれば問題ありませんが、消費者の購買意欲の減退で一律に転嫁できない場合には、利益を確保できないケースも想定されます。そのため、「事業全体で適正な利益を確保すること」を目標として、売上を確保するための方策を検討しましょう。

価格の見直しは、「利益の大きい商品は何か?」「値上げしても需要はあるか?」等の観点からメリハリをつけて行うのが効果的です。また、新商品開発を行うことで従来の価格にとらわれない価格設定が可能となります。

### 消費税率10%に向けた価格見直しイメージ (店内で食事の場合の例)



## 5. IT活用による消費税対策・売上アップへの仕組みづくりー「会計・決済ツール」の活用

モバイルPOSレジ、クラウド会計、キャッシュレス決済の3点セットをあわせて導入することで、消費税対策と売上アップにつなげることが可能となります。



## 6. 当所の支援メニュー

当所では、POSレジをはじめとした各種クラウドツールの導入相談や活用できる各種補助金のご案内、クラウドツール体験ブースの設置、軽減税率対策セミナーなど、円滑な消費税対策を支援しています。

- ① クラウドサービス体験ブース(当所2F相談窓口)**  
平日9:00~17:00・POSレジ、会計、予約管理、勤怠管理など様々なクラウドサービスを体験できるブースを開設しています。
- ② 消費税対策、キャッシュレス・生産性向上セミナーの開催**  
日程：6月14日(金)、7月19日(金)、8月7日(水)、9月12日(木)  
時間：14:00~15:30 会場：福岡商工会議所2F 第2研修室  
当所HPよりお申し込みいただけます。

- ③ 小冊子「今すぐ始める軽減税率対策(小売/卸売向け・飲食店向け)」の配布(無料)**

軽減税率制度の導入において、特に大きな影響を受けることが予想される小売業/卸売業と飲食業について、具体的な対策等をまとめた小冊子を無料で配布しております。必要な方はお気軽にお問い合わせください。

